

在留資格「留学」にかかる審査基準について

東京出入国在留管理局の通告により、2025 年 4 月以降に早稲田大学日本語教育研究センターへ入学予定の外国人留学生で留学ビザを取得するための各種審査基準が変更されました。

外国人留学生で留学ビザを取得する際に必要な在留資格認定証明書（COE）（※1）の交付、在留資格変更許可、在留期間更新許可申請の際に、以下の書類を用意いただくことになっていますので、当センターへの入学を希望される皆様には、早い段階からの準備をお願いいたします。

※1 COE とは、日本での活動内容が特定のビザに該当することを証明するために、入国前に行う審査です。新たに留学ビザを申請する方は、この証明書を受領することで、ビザ申請が行えます。

記

1. 対象者

- ・ 日本語教育プログラム（Japanese Language Program: JLP）に合格した入学予定者で、新たに留学ビザの申請が必要な方。
- ・ 日本に在住する JLP に合格した入学予定者で、留学ビザへの変更が必要な方。
- ・ 日本に在住する JLP に合格した入学予定者で、留学ビザの期間更新が必要な方。

2. 必要な書類（以下の書類をご用意ください。（A）または（B）いずれか一方でかまいません。）

高等教育機関を卒業した方は、申請時に（A）（B）の代わりに高等教育機関の卒業証明書を提出することができます。ただし、審査の状況に応じて、（A）（B）いずれかの書類の提出が必要になる場合がありますので、入学手続までに必ずいずれかの書類の用意をしておいてください。

（A）日本語認定試験の証明書

- ・ 次のサイト（※2）の「日本語教育機関へ入学するための日本語能力について」に記載の、「日本語教育の参照枠」における A1 相当以上の試験結果（スコア・級）のうち、いずれかひとつの証明書の原本
※2 出入国在留管理庁ウェブサイト「日本語教育機関への入学をお考えのみなさまへ」
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00159.html
- ・ 各試験の実施国・地域、出願期間、試験日、受験料、有効期限などの情報は、各試験の公式ウェブサイトでご確認ください。

（B）合計 150 時間以上の日本語学習歴を証明するもの

- ・ 日本語を学習した以下の情報がわかる書類（教育機関が発行したもの）。
①教育機関名、②教育機関の住所、③日本語の学習期間、④日本語の実学習時間数、⑤出席率
- ・ 書類は日本語または英語で作成してください。

3. 提出時期

入学手続き期間

4. 詳細の案内

提出方法の詳細は、合格発表時に合格者へ送付する「入学手続きの手引き」でご確認ください。

5. その他

東京出入国在留管理局の審査により、COE の交付や在留資格変更許可、在留期間更新許可がされない場合でも、本センターではその責任は一切負いかねます。

6. お問い合わせ

早稲田大学日本語教育研究センター 入試係

cjl-ao@list.waseda.jp

以上